

見落としやすくなっている。その能力を次第に失ってきてしまったと言ってもいいのかもしれない。そのために、言葉で言われないことは把握出来なかったり、無視をしてしまうということがどうも起こりはじめているようである。要するに、感受性能力が弱くなってしまったとしか考えられない。言葉にならない心の世界を「察する」ことが出来ない人々が増えている。

その狭間を埋める役割として近年カウンセラーの存在が注目されていると見ることも出来るだろう。「察する」感覚を身につけざるをえない社会では、相手の心の中に潜んでいる言葉にならない思いを一生懸命考えて受けとめようとせざるをえない。それは実はカウンセラー的な動きと重なる。皆が知らず知らずの内にそうした動きをする社会というのは、カウンセラーのような役割を担う人間を特別に作る必要は無かったのかもしれないと思うことがある。

言葉にならない心の世界を無視する動きは、実は子どもの世界に多発する「いじめ」の温床ともなっている。言葉に重きを置く価値意識は、従来の日本社会における言葉によらないところに重きを置く価値意識とぶつからざるをえない。言葉はものごとの正しさであるとか論理性を追求する手段でもある。それは裏を返せば、正しくないことや非論理的なものを攻撃し退けるといった役割を持つ。言葉は時として暴力的な力になっていくのはそのためである。言葉により傷つけられることが起こりやすい。

一般的にとらえるならば、都市型社会においては子どもたちは言語能力を高め、表現力を磨くように育てられる傾向がある。親子間でも言葉による議論がかなり行なわれてもいる。親の考え方や意見に真っ向から反する考えを提示することがあたりまえのこととして行われる環境の中で育つ子どもがいる。そういう子どもたちが多く通う学校

社会の中では、あまり表現しない子や言語能力が乏しい子どもたちは、うっとうしがられることが少なくない。そして多数派をなす子ども達の仲間から外にはじき出してしまおうとする動きが起きやすくなる。教師集団の動きがそれに拍車をかけることがある。「お前がきちんと言わないから駄目なのだ」として、いじめられる側の子どもを指導しようとする。「言いたいことを言え」「ぶつかれ」と強要された子ども達は自信を無くし、自分を責めるようになってしまう。とてもつらい状況がエスカレートしていくことになる。そして不登校にもなっていく。

非都市型の社会ではこれと反対の動きが起こっている。日本にはまだ伝統文化的な価値意識を残している社会がたくさん存在しているが、そうした社会ではあまり言葉を連ねることは好まない感覚が残っている。子どもは親や教師に口ごたえしないものであるとか、言いたいことがあっても我慢する人間が高く評価される価値観になじむように子ども達が育てられていく。そうした文化背景を強く持つ学校にも、必ずしもその考え方にはなじまない子どもがやはりいる。また、親の転勤などで都市から転校してきた子どももいる。ここでは言葉をたくさん出す、表現するタイプの子どものいじめにあいやすくなる。生意気だということになる。先生も「お前は少し言い過ぎる」といった指導をしてしまいがちなため、結果的に学校には自分の居場所が無いと感じて不登校になっていく。つまり、いじめる側に属する人間といじめられる側に属する人間というのは、生活している社会の有する文化的な背景により逆転してしまうことが起こり得る。私は「いじめ」には、文化戦争の要素がつきまとっていると見なさざるをえない。

仮説—4 ギャング・エイジの消失

人間関係の持ち方が脆弱化している要因の三つ目の理由として、ギャング・エイジ集団の消失をあげておきたい。P. ブロスは思春期の発達を次のように提示している。

- ① 前思春期……ギャング・エイジの時代
- ② 思春期前期……性差の出現、不安の拡大
- ③ 思春期中期……異性に対する関心の拡大、親との精神的決別
- ④ 思春期後期……同一性の獲得、自分らしさの確立
- ⑤ 後思春期……大人への移行期

この指摘の中で特に注目すべき点としては、思春期の始まる直前に存在するとされるギャング・エイジの存在である。ギャング・エイジとは子どもたちの中に自然発生的に出来る仲間集団のことである。ブロスの指摘するギャング・エイジというのは性差現象の出現する前まで、学齢で示すと小学校に相当すると考えることができる。ギャング・エイジの仲間集団の特徴は異年齢により構成されていることである。年齢の高い者がリーダーシップを発揮して、遊びの工夫をしたり、お互いの約束やルールの取り決めといった采配を行なう。その中で子どもたちは遊びを創造することの楽しさを知り、喧嘩やトラブルの修めかたを身につけていく。年上の者と年下の者とがどう関わっていくかといったこともその過程で学習していく。いじめのようなことへの対処方法もそこで学んでいく。

ギャング・エイジ集団のもうひとつの特徴は、仲間の中で秘密を守ることである。自分たちのしていることや決まりを秘密として、外に対しては、例え親であろうと教師に対してであろうと秘密を守ることの大切さをたたきこまれる。秘密を持つことやそれを守るといことは、人間の精神発達にとってきわめて大きな意味を持つものである。仲間と共有する秘密は外に対

して守るといふ信頼関係の基礎ともいえる感覚を磨いていく。こういったことは親や教師、家庭や学校では絶対と言っていいほど教えられない。逆に親や教師からは、隠し事があるなどということ、許されるものではないと言われることが多くなる。家庭でも学校でもなされない学習が行なわれるのがギャング・エイジ集団の大きな役割としてこれまでは認識されていた。ところが近年、都市社会を中心にギャング・エイジは衰退ないしは消滅したとする見方が広がっている。確かに地域社会の中で子どもたちが歓声をあげながら遊び回る光景というものがあまり見られなくなってきたと感じる人は少なくない。

ギャング・エイジ集団が消失した理由

イ. 一つには都市社会には物理的に子どもの遊ぶ場所が無くなっていることである。きれいに整備された公園はあるものの、かつてのように自由に飛びまわり、遊びを工夫することが出来る野原や小川は見当たらない。遊びを作り出すことが出来ない環境が、子ども達を外の世界に対する興味を失わせてしまい、遊びの場として家の外に導きにくくさせてしまっていると考えられる。ロ. 二つ目の理由としては子ども達の生活時間が窮屈になってきたことがあげられよう。小学校の4年生ぐらいになるとかなりの子ども達が塾や稽古ごとに通うようになっていく。ということは、リーダーシップをとれる子ども達がいなくなってしまったということである。残された低学年の子ども達が好む遊びの内容も変わってきた。早い子は幼稚園や保育園に通いはじめた頃からコンピューターゲームを与えられ、それに熱中するようになり、外を駆け回るよりもそちらの方を好むようになっている。

ハ. さらに親の意識も大きく変わってきた。親もまた、子どもが外の世界で自分の日の届かない所にいるよりは、家の中にいてい

つも目が届く状態にいることの方に安心感を持つようになっていく。また、いろいろなタイプの子どもと遊ぶことはそれ自体が子どもの柔軟さを育むことになるのだが、親の好まないタイプの子ども、とりわけ、リーダーシップを発揮するする子どもがあまり親の好むタイプではなかったりすると、そうした子どもと遊ばせたくない意識が親の方に強く働くようになっていく。

二、そして、一番ギャング・エイジ的な仲間行動の意義を失わせる動きを、親がするようになってきている。それは、子どもの秘密を認めないことである。いつ、どこで、誰と、何を、どうしようにして遊んでいたかを細かく子どもから聞き出そうとしたり、目の届く範囲でしか遊ばせないという干渉的態度を取る親が多くなっている。

こうした理由が重なる中で、ギャング・エイジ的な仲間集団は急速に消滅してしまった。しかし、子どもの成長にとっては家庭や学校とは違う大事な学習体験の場であった機会が失われてしまったことにより、大切なものが育まれなくなってしまったと考えられる。それを補う替りの場がどこにも用意されていない。

仮説一5 学校社会における競争原理の強化

人間関係を脆弱にさせてしまった最後の理由としてあげておかなければならないのがこの問題であろう。1970年代から80年代にかけてわが国の教育はすさまじい進学競争の渦にまきこまれていった。高学歴社会の出現は同時に、少しでも名前の通った良い学校に行くことに子ども達を駆り立てた。子ども自身がそれを望んだというよりも親たちがそれを期待し、学校や教師もそれに呼応する動きを強化していったと言える。

その方策の一つとして、偏差値であるとか、内申点というものが重視されるように

なり、子ども達は、今の自分の学力順位がどのあたりかということに一喜一憂するようになり、クラスの友人たちは皆ライバルといった感覚を心の中に作りあげてしまった。

ライバル意識というものは一概に否定されるべきものではない。お互いに切磋琢磨して向上する意欲を高めることになるならば、それはむしろ若い時には必要なことであるという見方もあるだろう。より良い状態になることをめざして競争することの意義は確かにある。しかし、これまで学校社会の中で繰り広げられてきた競争意識は、けしてそれぞれの人格を高めるといったものではなかった。試験点数の1点・5点の差や上下にこだわり、下落した人間はだめな存在として軽蔑する感覚が残ったり、自分を敗残者とみなして屈辱感に苛まれていくといった意識がもたらされている例が少なくない。

競い合う相手というよりも、自分より前に出る者は敵として追い落とさなければならぬ、といった意識で友人関係を見ているため、なかなか心を開き合うような友人関係が成立しにくくなってしまふ。自分の内面や行動を出来るだけ相手に知られないようにしたい、といった警戒心ばかりが先に働いてしまうことが起きてくる。思春期から青年期という最も人格の基盤が形成される時期に、そんな感覚ばかりで人間関係を見ているということは、けっして好ましいことではない。すべての人間がそうだとはいえないが、いわゆる進学競争に勝ちぬいて偏差値が高いとされる大学に入ってきた人間ほど、そうした歪んだ人格のようなものを形成している者が残念ながら少なくない。青年期に築かれやすいとされる親友と呼ぶような人間関係は、自分の弱さをさらけ出すことが出来るということと、さらにその弱さを共有してくれる相手との間で

のみ成立する関係であろう。しかし、ここで述べたような感覚でしか友人と接することをしてこなかった人間には、到底親友と呼ぶような人間関係は持つことが出来ないとされる。例え希望する大学に入ったと

しても、何かの時に淋しさを覚えた時、これまでやってきたことがむなしく思えてしまい、そこからひきこもりが始まるのが少なくない。

厚生科学研究費補助金(特別研究事業)

分担研究報告書

人間関係スキルを開発する心理教育の研究

分担研究者 児玉 隆治 東京学芸大学教授 同保健管理センター所長

研究要旨:非社会的・反社会的な問題行動を起こす青少年に通底する心理発達のな問題として人間関係の希薄化が指摘されてきたが、実は多くの健康的・適応的に見える青少年においても同様のソーシャルスキルの未熟性があり、そのような青少年に人間関係を育む場と体験教育が必要とされている。ギャング・エイジ喪失の時代と形容されるように、今日の多くの青少年はチャム・グループの経験をせずに思春期青年期へと生長しているから、社会的問題行動の予防だけでなく、健全な発達を支援する意味においても、学校教育や地域社会の青少年育成教育に群れる体験の場作りが提供されてよい。

今回は、自然環境を活用し自然と共生した生き方を提供している「自然楽校」の実践、大学生向けに居場所作りの活動を実践している「アルカディア」、さらには大学生のためのドラマ教育の体験学習から、ソーシャルスキル開発の効用について論じ、義務教育課程への援用可能性を提案した。

A 研究目的

引きこもりや不登校といった非社会的な問題行動の児童・青年はもとより、凶悪犯罪を含む非行を犯す反社会的な少年においても、その精神病理的背景として人間関係の希薄化が指摘されてきて久しい。こういった非社会的・反社会的な問題を呈する事例だけでなく、一見健康的・適応的に見えるマジョリティの青少年においても、実は「気持ちをわかってくれる人がいない」「心を打ち明けて話せる人はいない」「腹が立つとすぐ手を出してしまう」「人は信用できないと思う」「自分が満足していれば人はなんと言おうと気にならない」などと人間関係の希薄さは瀰漫している(「青少年の暴力観と非行に関する研究調査の概要」、総務

庁青少年対策本部 平成12年5月、「低年齢少年の価値観等に関する調査の概要」、同本部 平成12年12月)。犯罪や精神病理現象とは無縁に見える、こういった多くの青少年に対しても成長促進的な教育、いわば「生きる力」の育成が求められている所以といえよう。また高等教育の領域でも、学歴の成功者である大学生において、知識は豊富であっても体験的な理解に乏しく、対人関係的に傷つきやすく、能動的に人間関係を創れない未成熟性に由来するメンタルヘルス上の諸問題が指摘されており、さらには大学・大学院を卒業していながら親元に寄生して産業組織社会に与せず、自分の嗜好にあった生活スタイルを保持する多くの高学歴青年の社会経済問題もあり、高等教

育における人間性育むメンタルヘルス教育の充実が要請されている。

そこで本研究では、病理行動を有する個別事例を調査研究の対象とするのではなく、人間関係を育む心理教育的な実践活動の評価から、本特別研究の「新たな精神病理」に対する治療教育的試みとして考察を加えたい。

B 研究方法

若者の人間関係の希薄さを嘆いても事態は変わらない。問題はいかにそのスキルを育ていけるかである。WHO 精神保健部では QOL を向上させるためにはライフスキルを開発するのが望ましいとして、創造的思考、コミュニケーション・スキル、共感性、情動対処、ストレス対処、問題解決スキル等々のソーシャルスキルの開発を挙げている。

本研究では、人間関係を形成するスキルの開発を目的とした、群れる場、つまり三人称のダイナミズムを利用した活動について調査報告し、参加利用者の評価などからそのスキル開発の効用について考察したい。

そもそも「群れる場」は、三人称関係を体験する場であるから、

- 1)閉塞的に常態化した二者関係の相対化と脱却へ動因
 - 2)規範・道徳の内面化(抑制の学習)
 - 3)所属感欲求と承認欲求の充足
 - 4)リーダーシップ・パートナーシップの形成
 - 5)世代文化の学習(取り入れ)
 - 6)同病相憐れむ(取り入れ同一視)の機制
 - 7)自己効力感の開発
- 等々の心理発達の効用が期待される。

調査対象は、

- ①不登校等の児童生徒が自然体験を提供する私塾の「自然楽校・未来船」(宮崎県)
- ②大学生のためのフリースペース活動の場である「アルカディア」
- ③大学生のコミュニケーション・スキルの開発を目的としたドラマ教育、である。

(倫理面への配慮):なお、本研究は特定の個別事例を扱った報告ではないので、個人情報等の保護に関わる法に抵触するような倫理上の問題はない。

C 研究結果と考察

- 1) 「自然楽校・未来船」(宮崎県)の調査から

自然と触れ合うことで不登校児の生きる力を引き出そうと、1999年1月に篤志家により宮崎市内に設立された体験塾である。設立者の門川貴信氏は中学校卒業後、パプアニューギニアに渡り、オセアニアから南アジア、さらには中近東、中南米へと、荷揚げや皿洗い、新聞売りなどをしながら、世界26ヶ国を回った人物である。生涯ボランティアを自認する門川氏が同校設立を思い立ったのは、浜辺の清掃やサーフィンの指導をしている延長上に何人もの不登校児と出会うこととなり、自然と遊ぶことで子供たちが生き生きとしていく様を見てのことであるという。「地球に好かれる努力を」「自然が学校」というスローガンを文字通り実践しており、不登校の子供たちと拾ってきた鍋や空き缶で炊飯、料理をしている。食材は、時には近隣住民の差し入れであり、時にはスーパーで

売れないとして捨てる野菜である。

同氏は自然楽校の目標として、1)自然環境での炊事等の共同作業、体験の共有などによる人間関係を育むこと 2)海、山、川といった自然を教材に自由な好奇心を育み、学ぶ喜びを育成すること 3)キャンプ、釣り、サーフィンを通して体力気力忍耐力を育てること、を挙げている。門川氏自身の家族が日々そのような生活を実現しており、シャンプーは使わず酢で洗髪し、歯磨きは塩で、洗濯も炭と塩で十分であるという。家具も居間のテーブルから食器戸棚、靴箱までほとんど拾ってきたものである。参加する不登校児には最初は奇異に映る大人であっても、実際に実現している生活を見れば、自分がいかに恵まれた家庭環境で大切に育ってきたのかが分かるのだという。実際のところ同氏に相對すると蕁麻疹が出てしまう子供もいるほどであるが、多くの不登校児はそこで癒され、元氣をもらい、仲間を作ることで学校に復歸しているのである。20 数名が体験入学しているが、ほとんどが学校復歸しており、一日の体験で復歸する子供もいるとのことである。同氏は、自身に心理学の素養がないから学校復歸しうる心理的メカニズムについては不明とするが、復歸児童の手記による推測では、子供たちは体を使った生活体験を共有し、自然を相手に感動的な創造性の体験をしており、なによりも同氏の自身には厳しくとも人には温かな人となりや自然環境を大切にした実践的な生き方に触れて共鳴している。

2) 大学生のフリースペースの存在意義と利用学生の意識調査結果から

大学キャンパスは、学校や会社などの組織などに比べて、組織拘束性が緩く、匿名性の高い世界であるから、ある種の傷つき易い学生にとっては、人間関係を表層的・回避的に保てるから住み易さはあるが、反面で群衆のなかの孤独を意識せざるを得ない世界でもある。

そういった学生には、安心して人と出会い・触れ合い、そして孤独を癒せる二人称のカウンセリングに加えて、三人称的な群れる場の提供が望まれる。そのためには、抵抗少なく参入しやすいように場の拘束性や規範性を強化しない運営が肝要である。参加者が内発的に役割を獲得し、その遂行がメンバー間の承認や賞賛を得ることで自己効力感の形成に役立つであろう。いわゆるリーダーシップ、パートナーシップの形成である。また、人は欲することを施すことで癒す者（世話を受けた人ほど世話好き）でもあるから、なかには取り入れ同一視の機制から仲間を援助するといったピア・カウンセリングの働きも期待される。

そのような意図から、東京学芸大学では1993年に保健管理センターの一室を「アルカディア」の名称で開放した。利用学生数は曜日により増減するが、ほぼ10-20名が毎日のように利用しており、なかには一日中過ごす学生もいる。多くはリピーターであり、とくに昼時や夕方に利用度が高い。

a)場の倫理について

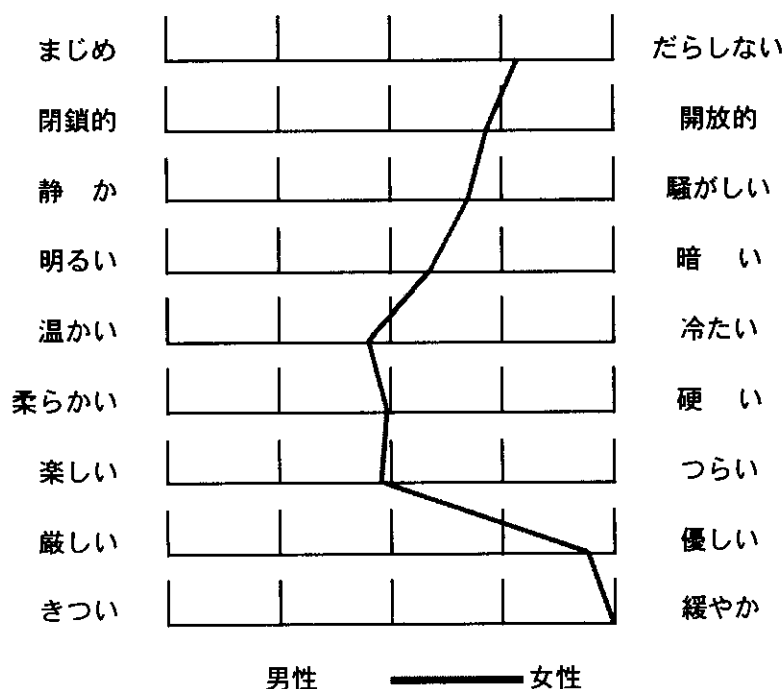
大学は課題達成の勤勉性を期待される場でもあるから、「アルカディア」では休息と慰安が得られる場でありたい。つまり勤勉性や効率性、生産性を問わず、非まじめ（不

真面目にあらず) でいられる「脱強迫」的な時空間であり、たとえるならば家庭における居間のような「無為」が保障される状況倫理の場である。

SD法による学生たちのアンケートでは、「アルカディア」の雰囲気は「静か」「明るい」「温かい」「柔らかい」「楽しい」「優しい」「緩やか」「だらしない」であるとしているから、まさしく部室のようなイメージ

である。キャンパスが緊張の場である学生には、そこはキャンパス内の避難所であり、授業に出て行く発進地でもあり、また孤立的な学生には新しい出会いと仲間を形成する場でもある。実際さまざまな学科の学生たちが集うが、自発的に旅行、イベント、ボランティア活動を企画し実施するようなサブグループが自然発生的に形成されている。

「アルカディア」のイメージ(N=32)



彼らの利用目的をみると、「くつろぎを求めて」「仲間との待ち合わせ」「レポート作成のため」が多く、「居場所がないから」とする者も少なくなく、設置目的に適った利用のされ方といえる。

b) スタッフの関与と役割

スタッフは治療的な意図をもって操作的に関わることはせず、ぶらりと立ち寄り、学生の四方山話の輪に入る程度か、せいぜ

い掃除やゴミの回収、火の始末を小うるさく注意する程度である。つまり非操作的な姿勢である。たまに深刻な話を持ちかけられるが、その際はカウンセリング同様にプライバシーが保てるよう別室で聴く配慮をしている。

c) 導入するさいの配慮

性急に群れの中に導入しては、一層傷つき、集団を拒否する結果を招く場合もある

ので、まずは安定的な二人称関係（逃げ場）が保証されてなければいけない。したがってクライアントであればカウンセラーとの安定的な関係が前提になるし、また相談を経由しない学生であればすでに参加している学生の中から何らかの共通性を有する学生を紹介して預けるか、治療者が同席する必要がある。

d)利用学生の感想からみたアルカディアの効用

①<心の安定>機能

- ・一人でいると怖かったが、人と結びつきをもてるようになったら精神的に安定した。
- ・心を落ち着かせる場所で安心する。
- ・学生生活に落ち着きをもてるように辿り着いた所。
- ・学内で1番リラックスでき、居心地の良い所。
- ・クラブ・サークル等に入っていないため、学内で居場所がなかったのを、利用できてよかった。
- ・クラスメイトや部活動の人などたくさんの人に囲まれていたにもかかわらず、漠然と孤独感を感じていたがアルカディアに来るようになり、なくなった。

②<出会い>と<自己効力感>の機能

- ・学年や専攻が異なる人と友達になれてよかった。
- ・アルカディアを利用する学生や教職員との人間的な触れあいが支えとなった。
- ・自分が心を開いたら相手も返してくれ、心が楽になった。
- ・アルカディアでの癒し、癒される人間同士の輪の中で、「自分は人に必要とされ価値のある人間なんだ」と強く思

えるようになった。

- ・以前とは違った自分に出会えた。

③<自立・出立>機能

- ・アルカディアに来てから、他の場所でも人とつきあえるようになった。
- ・他の活動（サークル・ボランティア等）に参加したり、自分たちでサークルを作ったりするようになった。

「アルカディア」に集まる学生の大半は「健康的な」学生ではあるが、なかでも留年等孤立している学生が多い。また一部は分裂病やうつ病などのような精神障害をもった学生たちでもある。したがって必ずしも抵抗なく導入できるわけではない。大切なのはカウンセラーとの安定的な二人称関係が確立されていることである。それが保証されて初めて三人称の群れる世界への参画が可能となる。彼らは仲間内で互いを支援し合うパートナーシップ関係を構築しているだけでなく、不登校児や非行少年のメンタルフレンド活動といった学外のボランティア活動まで担うようになっている点で、「アルカディア」はきわめて成長促進的な場といえよう。実際さまざまの学科の学生たちが集うが、きている。

3) ドラマ教育とその結果から

ドラマ教育とは、演劇やサイコドラマ等々の手法を使った、体験的に集団で学習する教育方法であり、心理教育、道徳教育、環境教育等に应用可能な教育技法として学校教育や心理臨床領域で最近注目されているワークショップの一形式である。

今回は、適応的な大学生 29 名が演劇ワークおよびサイコドラマの両方を体験するこ

とで、彼らの人間関係を育成する目的で実施した。演劇ワーク、サイコドラマともに各々一日にわたるプログラムである。これらの効用から学校教育ひいては学校臨床に応用する基礎的な方法論を開発することが期待される。

初日の演劇ワークでは、体を動かすウォーミングアップゲームから始まり、言葉を介さずにコミュニケーションを図るゲーム等々、非言語的交流を主とした集団交流の活動から、グループの個々人が自由に作り上げた俳句の断片を別のグループがシナリオ化し、それを演ずるという表現の交換となるように企画化されている。一方、二日目のサイコドラマでは、問題の明確化、対人感受性や自発性の訓練などといった、目的を明らかにした上で行われる心理劇の一形式であるロールプレイを実施した。いわ

ゆる心理劇では、ある個人・主役に焦点を絞って、その人の世界を表現させていくことで、主役の成長発展を図るのに対して、このロールプレイではある葛藤状況に焦点をあてて、その問題についての理解を深めたり人間関係における感受性を高めることを目標としている。テーマに応じた即興劇の中で役割を演じることを通して、固定化された役割関係や考え方から解放され、新たな視点や問題解決の手がかりが得られることが期待されている。

両法ともに準社会生活場面としての現実性を持ちながら、劇としての架空性ももっており、この架空性は「遊び」のもつ自由性、創造性に通じる。場の架空性から現実から距離をおかせ、現実の束縛からある程度自由にさせ、現実ではできないことも新たに体験することを可能にする。

ドラマ教育体験の効果

1. 自分の対人関係のありように、何か「気づき」が得られる体験でしたか。

(平均値のウェイト)		全体	1	2	3	4	5	平均値	標準偏差
			全く得られなかった	どちらかというと得られなかった	どちらでもない	どちらかというと得られた	非常に得られた		
			1	2	3	4	5		
演劇ワーク 体験後	N	29	0	0	8	17	4	3.86	0.63
	%	100	0.00	0.00	27.59	58.62	13.79		
サイコドラマ 体験後	N	29	0	0	2	15	12	4.34	0.60
	%	100	0.00	0.00	6.90	51.72	41.38		

t 値 df P 値
-4.10297 28 0.00032

2. 今回の体験が、今後あなたの対人関係のありように役立ちそうですか。

(平均値のウェイト)		全体	1	2	3	4	5	平均値	標準偏差
			全く役立たない	どちらかという と役立たない	どちらでもない	どちらかという と役立つ	非常に役立つ		
			1	2	3	4	5		
演劇ワーク 体験後	N	29	0	0	5	16	8	4.10	0.66
	%	100	0.00	0.00	17.24	55.17	27.59		
サイコドラマ 体験後	N	29	0	0	4	11	14	4.34	0.71
	%	100	0.00	0.00	13.79	37.93	48.28		
t 値								df	P 値
-1.88531								28	0.06980

参加学生の評価では、サイコドラマのほうが対人関係への「気づき」や、今後の人間関係に有用であるとされているが、演劇ワークが無名的な三人称関係の中で非言語的な身体活動を主としているのに対して、サイコドラマは二・三人称的な関係枠で言語的交流の適否が問われるので、学生にはサイコドラマの方が対人緊張を強いるものであったからといえよう。そのおもな感想の自由記述についてみると、「あたりまえだが、人は個々人みな感じ方が違うと知らされた」「もっと気持ちのわかる人間になるよう努めたい」「相手の気持ちを汲んで関わったつもりでも、本当に気持ちが一致するものでないと分かった」「気持ちの伝え方の重要性が分かった」「場面場面で臨機応変に対応しなければならず、疲れた、でも鍛えられた」「育った環境の違う友人と出会い、世界が広がった」「いじめのテーマは自分の中でも消化できていなかったのが痛かった」「他人はあくまで別人である

ことを素直に受け止められるようになった」「さまざまな場面設定に身をおくことで、新しい自分や新しい感情が生まれてきて、楽しかった」等々と、対人認知、自分自身の人間関係、共感性等々に気づきが得られているようである。

D 結論

青少年の人間関係スキルを育む体験の試みとして「自然楽校・未来船」という私塾、および大学生の居場所作り活動の「アルカディア」、さらには大学生に対するドラマ教育の実践を考察した。いずれも三人称的に「群れて」人と出会い、体験的に学習する企画となっている。「自然楽校」が自然環境を活用した生活体験の育成を手段としているのに対して、「アルカディア」は登校するが孤立的な大学生を対象とする、仲間作りを目的とした無構造的・非操作的な場としてある。一方ドラマ教育は、時間制限的なプログラムの関係上、企画的・構成的である。

各々手法、対象の違いはあるが、いずれも非分析的・体験的である点では共通している。人間関係の希薄さを補う教育活動として、このような身体を介した日常的な体験から人格的に人と出会う教育の必要性が示唆されよう。このような体験学習の企画が、義務教育課程に導入することにより「生きる力」「心の教育」に寄与できるものと期待される。

E 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

F 知的所有権の取得状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし

引用文献

- 1) 児玉隆治 今日の大學生気質とパートナーシップを育む心理教育の実際 メンタルヘルスの社会学(日本精神保健社会学会) 第4巻 pp 12-16 ,1998
- 2) 山田昌弘 「パラサイトシングルの時代」ちくま新書,1999

平成12年度厚生科学特別研究事業
分担研究報告書

「カルト集団」に関する問題をもつ人々に対する公的機関の援助の
実態についての調査研究

分担研究者

伊藤順一郎 国立精神・神経センター精神保健研究所 社会復帰相談部
荒田 寛 国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部
川野 健治 国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健部

研究協力者

野口 博文 国立精神・神経センター精神保健研究所 社会復帰相談部

研究要旨

本調査研究は、「カルト集団」に関する問題をもつ人々に対する公的機関の援助の実態を把握することを目的とした。配布した調査票は合計 2229 票で、調査期間内に回収した有効票は、1159 票 52%であった。平成 11 年以降の「カルト集団」との関係の問題とする相談事例のあった機関は、全体で 73 機関(132 件 133 人)であった。相談者は、「家族から」(39 機関)が最も多く、次に、「本人から」(24 機関)、「他機関から」(12 機関)となっていた。多くの対象者は、「マインドコントロール」をはじめ、外界からの遮断や虐待などの不当な影響を受けており、相談の主訴は、「心理的動揺」(33 機関)が最も多く、次に、「経済的問題」(23 機関)、「対人関係の問題」(19 機関)、であった。社会的な問題行動・精神的な問題症状については、57 機関で該当する回答があった。行われている支援については、「他機関の紹介」が 32 機関で最も多く、次に、「家族支援・家族療法」が 24 機関であった。「他機関の紹介」の具体例では「精神科等医療機関の紹介」が 18 機関で最も多かった。他機関との連携は、全体で 50 機関が連携をもったと回答し、「精神科医療機関」「警察」等との連携が多かった。社会的コンフリクトは 7 件(7 機関)で「発生した」と回答があった。援助のニーズは多様であり、心理社会的サポートにくわえ、機関連携による多彩なサービスの展開が重要である。

A. 研究目的

本調査研究においては、「カルト集団」に関する問題をもつ人々に対する公的機関の援助の実態を把握することを、第一の目的とする。本調査の内容は、「相談件数」「相談内容」「対象者が受けていた影響」「公的機関の対応」「社会的コンフリクトの発生状況」という5つの柱から成り立っている。それぞれについて、公的機関の援助の実態の全体的な傾向を明らかにするとともに、機関の種別といった視点からの分析も行う。そこに含まれる特徴や問題点を引き出すことにより、今後発生する新たな社会的問題や社会病理現象へ対処するケアシステムの構築を進めるためのヒントとしたい。

ところで、ひとくちに「カルト集団」といっても、そこに含まれる集団の種類と規模は、宗教的なグループから社会変革や革命をめざす政治的なグループ、自己変革や向上をめざして努力することを動機とするグループなど、じつに多様である。

本研究における「カルト集団」の定義は、American Family Foundation(1985年)によって採択された定義を採用することにした。すなわち、特定のリーダーによって推進しているグループや運動であり、

- ・特定の個人や思想、物事に極端な傾倒や献身を示している
- ・倫理にもとる意識操作やマインドコントロールを用いている
- ・メンバー、家族、地域社会に実害を与えるか、その可能性を持っているものとした。

B. 研究方法

本調査研究の方法としては、公的な相談援助機関を対象とし、選択肢方式と自由記述方式を併用した質問紙調査を行った。

調査項目については、本報告書の最後に、資料として調査票を掲載した。調査の名称は、『「カルト集団」に関する問題をもつ人々に対する公的機関の援助の実態についての調査』である。

1. 調査の対象

社会的問題や社会病理現象へ対処するケアシステムの構築の面で、日頃より相談援助を行っている機関として、全国の児童相談所・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所すべてを対象として、調査を行った。なお、法務局人権擁護課にも調査を依頼したが、協議の上調査結果の

表1

	配票数	有効回答数 (回答率)	相談事例のあった 機関数	事例件数	ケースの 人数
計	2229 機関	1159(52%)	73(7%)	132 件	133 人
児童相談所	172 機関	96(56%)	11(11%)	36 件	36 人
保健所	815 機関	423(52%)	34(8%)	47 件	48 人
精神保健福祉センター	56 機関	42(75%)	9(21%)	18 件	18 人
福祉事務所	1186 機関	598(51%)	19(3%)	31 件	31 人

表 2

10 歳以下	11～20 歳	21～30 歳	31～40 歳	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳	71 歳以上	不明
15 人	17 人	30 人	37 人	14 人	7 人	3 人	0 人	10 人

提出を次年度とすることにしたので、本報告書で言う調査対象からは除外した。

2. 調査の実施

『「カルト集団」に関する問題をもつ人々に対する公的機関の援助の実態についての調査』は、次のような要領で実施した。

調査票は、各機関に郵送によって配布し、担当者に記入を求めた。記入後は調査票に添付した封筒を用いて、郵送によって回収した。なお、調査の実施期間は、平成 13 年 2 月中旬～3 月中旬である。

3. 回収の状況

配付した調査票は合計 2229 票で、無回答や不完全票をのぞいた有効票は、1159 票 52%(平成 13 年 3 月 23 日現在)であった。機関の種別にみた配票数、有効回答数(回収率)および相談を受けた機関数(相談実施率)、ケースの件数(人数)は、表 1 のとおりである。

C. 結果

1. ケースの属性

平成 11 年以降、「カルト集団」との関係の問題とする相談を受けたかどうか質問したところ、相談事例のあった機関は、全体で 73 機関(132 件 133 人)であった。相談の実施率は、「精神保健福祉センター」(21%)が最も高く、次に、「児童相談所」(11%)、「保健所」(8%)であった。

ケースの年齢は、21～40 歳の者が 67 人と多く、全体のケースの人数の 51%であった。次に、20 歳以下の者が 32 人(24%)、41 歳以上の者が 24 人(18%)となっている(表 2)。

ケースの性別は、「女性」(76 人 58%)が「男性」(50 人 38%)より高い割合となっている(表 3)。

表 3

男性	女性	不明
50 人	76 人	7 人

2. 相談内容

1) 相談の経路

公的機関への相談を、誰から受けたか

表 4		表 4-他機関	
本人から	24 機関	精神科等医療機関	4 機関
家族から	39 機関	福祉事務所・福祉主管課等	4 機関
友人・知人から	6 機関	児童相談所	1 機関
会社・学校から	3 機関	医療刑務所	1 機関
地域住民から	5 機関	家庭裁判所	1 機関
「カルト集団」から	2 機関	精神障害者福祉施設	1 機関
警察から	6 機関	人権擁護主管課	1 機関
他機関から	12 機関		
その他	1 機関		

表 5

	全体	児童相談所	保健所	精神保健福祉センター	福祉事務所
経済的問題	23 機関	(1)	(9)	(0)	(13)
就労・就学問題	11 機関	(3)	(6)	(1)	(1)
住居に関する問題	11 機関	(3)	(3)	(0)	(5)
心理的動揺	33 機関	(1)	(19)	(6)	(7)
対人関係の問題	19 機関	(1)	(8)	(6)	(4)
「カルト集団」との接近	16 機関	(2)	(7)	(3)	(4)
その他	39 機関	(8)	(18)	(4)	(9)

質問したところ、「家族から」(39 機関)が最も多く、次に、「本人から」(24 機関)、「他機関から」(12 機関)となっていた(表 4)。

「他機関から」として具体的に回答があったところは、表 4-②に示した機関からであった。また、「その他」(1 機関)は、「同居している者」であった。

2) 相談の主訴

相談の主訴として、どのようなものがみられたか質問したところ、「心理的動揺」(33 機関)が最も多く、次に、「経済的問題」(23 機関)、「対人関係の問題」(19 機関)、「カルト集団」との接近(16 機関)とな

っていた(表 5)。

機関の種別でみると、最も多い主訴は、児童相談所では「就労・就学問題」「住居に関する問題」、保健所では「心理的動揺」、精神保健福祉センターでは「心理的動揺」「対人関係の問題」、福祉事務所では「経済的問題」となっていた。

「その他」として具体的に回答があった理由は、表にまとめて提示した(表 5-その他)。ここでは、「ひきこもり」「自傷他害」等の精神健康障害に関する相談が 11 機関、次に、「子どもの養育困難」「虐待」「ネグレクト」等の児童に関する相談が 9 機関から回答があった。また、「精神科等

表 5-その他

精神科等医療機関の受診(困難)、服薬の拒否	7 機関
精神健康障害(一般)	6 機関
子どもの養育(困難)	5 機関
子どもに対する虐待・ネグレクト	4 機関
精神健康障害(問題症状)	4 機関
(ひきこもり・自傷他害の恐れ・薬物の乱用・性的問題)	
遁走・行方不明	3 機関
結婚、出産について	3 機関
多額の寄付、「カルト集団」に対する損害賠償	3 機関
過度の勧誘、政治的活動等	2 機関
家族の心理的動揺	2 機関
離脱後の生活、住民登録等	2 機関
福祉施設の利用	1 機関
「カルト集団」からの離脱	1 機関
その他(相談)	2 機関

表 6	
マインドコントロールを受けた	33 機関
入会したことにより、家族や友人から隔離された	20 機関
入会する以前の職業や教育を断ち切られた	8 機関
指示された物品の販売や寄付集め、新メンバーの勧誘を強制された	11 機関
不十分な医療や食事しか受けられなかったり、睡眠を制限された	13 機関
身体的な虐待を受けた	3 機関
性的な虐待を受けた	2 機関
犯罪的な行為を強制された	2 機関
その他	32 機関
過度の影響は受けていなかった	2 機関
不明	10 機関
表 6-その他	
多額の寄附を強制された	9 機関
過度の勧誘、政治的活動を強制された	5 機関
情緒的な混乱・不安、記憶の障害	4 機関
宗教的な儀式等を強制された	3 機関
子どもの入会、子どもに対する心理的な虐待(親によるもの)	3 機関
家族関係の障害	3 機関
心理的な虐待・ネグレクト(「カルト集団」によるもの)	2 機関
食事の制限、栄養障害	2 機関
精神科等の治療を中断された	2 機関
離脱を阻止された	2 機関
住居の移転	1 機関
職業の選択を制限された	1 機関
近隣とのトラブルを受けた	1 機関
犯罪的な行為の幫助	1 機関
結婚を強制された	1 機関

医療機関の受診困難」「服薬の拒否」という医療相談が7機関から回答があった。

3. 対象者が受けていた影響

1) 「カルト集団」との関係において経験をしていたこと

対象者が「カルト集団」との関係において経験をしていたことを質問したところ、「マインドコントロールを受けた」と回答があったところが33機関あった(表6)。

Singer^{*1}は、マインドコントロールを遂行するために使う方法として、次のようなものを示しているが、本調査研究でも、「マインドコントロールを受けた」と明言していないケースも、この種の不当な影響を受けていたことがみられた。

- ・ 解離や意識の変容
- ・ グループ内への情報の出入りを統制する
- ・ 家族や友人から隔離する
- ・ 会員の財産を搾取する
- ・ 睡眠と食事の剥奪
- ・ 仲間やリーダーからの圧力
- ・ 教化のための過度の会合
- ・ 厳格な防衛規律と日常の規則

また、「家族や友人から隔離された」と回答があったところが20機関あった。

「過度の影響は受けていなかった」と回答があったところは2機関であった。

「その他」として具体的に回答があったものは、表に示したとおりであった(表6-その他)。ここでは、「多額の寄附を

ひきこもり・不登校	19 機関
家庭内暴力	9 機関
自殺関連行為	8 機関
薬物・アルコールの乱用	1 機関
情緒的な混乱・不安	39 機関
意欲の減退・抑うつ	13 機関
記憶の障害(記憶力が衰える、特定の経験を突然思い出す等)	7 機関
睡眠の障害(睡眠時間の過度の長短、夜間によく目が覚める等)	9 機関
その他	28 機関
精神医学的な問題症状、及び社会的な問題行動は見られなかった	8 機関
不明	8 機関

精神健康障害 (不安・被害関係念慮・思考力の欠如・精神分裂病等)	8
家族関係の障害	3
自傷他害、ストーカー行為等	3
子どもの養育困難、虐待	3
遁走・行方不明	2
浪費	2
知的障害・てんかん	1
労働の放棄	1
性的問題	1
精神科等の治療の中断	1
親に対する心理的な虐待	1
暴力関連行為	1
住居の不法使用	1
住民とのトラブル	1
対人関係の問題	1

強制された」事例が9機関でみられた。

2) 社会的な問題行動、及び精神的な問題症状

次に、対象者には社会的な問題行動、および精神的な問題症状があったかどうか質問したところ、57機関で該当する問題が回答されている。社会的な問題行動は、「引きこもり・不登校」が19機関でみられた。精神的な問題症状は、「情緒的な混乱・不安」が39機関でみられた(表7)。

また「その他」として回答があったものを、表にまとめた(表7-その他)。ここでは、「不安」「被害関係念慮」等の精神健

康障害に関する問題が8機関でみられた。

4. 各機関の対応

1) 支援の内容

公的機関が相談を受けたケースに対して、どのような支援をおこなっているか質問したところ、「他機関の紹介」が32機関で最も多く、次に、「家族支援・家族療法」が24機関となっていた。

機関の種別でみると、児童相談所では「住居提供・保護施設の利用」が最も多い。これは児童福祉施設への措置が含まれていると思われる。

表 8

	全体	児童相談所	保健所	精神保健福祉センター	福祉事務所
生活保護受給などの経済的支援	11 機関	1 機関	3 機関	1 機関	6 機関
就労・就学支援	4 機関	2 機関	1 機関	0 機関	1 機関
住居提供、保護施設の利用	4 機関	4 機関	0 機関	0 機関	0 機関
身体的ケア、カウンセリング	14 機関	2 機関	5 機関	4 機関	3 機関
家族支援、家族療法	24 機関	3 機関	16 機関	2 機関	3 機関
地域住民に対する説明	3 機関	1 機関	1 機関	0 機関	1 機関
「カルト集団」に対する指導	3 機関	1 機関	2 機関	0 機関	0 機関
法的救済、訴訟の支援	1 機関	0 機関	0 機関	0 機関	1 機関
他機関の紹介	32 機関	2 機関	15 機関	3 機関	12 機関
その他	26 機関	4 機関	13 機関	4 機関	5 機関
支援を行わなかった	2 機関	0 機関	1 機関	0 機関	1 機関

保健所では「家族支援・家族療法」が最も多い。「カルト集団」からの離脱後は、マインドコントロールについて対象者が学ぶ必要があることと同様、家族の理解

も得られるように働きかける必要がある。家族の中に複数のカルト関係者がいるときや、家族の理解を得ることが難しい場合は、家族を交えたカウンセリングや精神保健の専門家に援助を求めることを考慮してみることも必要である。

表 8-他機関の紹介

精神科等医療機関	18 機関
精神保健福祉センター	3 機関
弁護士会・法律相談	3 機関
ボランティア団体・NPO等	2 機関
精神障害者福祉施設	2 機関
児童相談所	2 機関
児童福祉施設	1 機関
警察署	1 機関
大学	1 機関
福祉事務所	1 機関

精神保健福祉センターでは「身体的ケア・カウンセリング」が最も多かった。「カルト集団」の内部で、適切な栄養状態や運動、病気の治療などを受けられなかった者は身体的、精神的健康を害している場合もあり、離脱後は最低限、一般的な健康診断を受ける必要があると思われる。

表 8-その他

精神保健相談・助言	9 機関
手当・年金・助成金等の受給(相談)	6 機関
関係機関との連携・情報提供	5 機関
家族への指導	4 機関
相談機関の紹介・情報提供 (宗教関連トラブルの相談・セルフヘルプグループ・脱会カウンセリング)	4 機関
医療保護入院措置	3 機関
一時保護、家庭より分離	2 機関
児童福祉施設への措置	2 機関
医療機関の受診勧奨	2 機関
相談中断等	2 機関

表 9

	全体	児童相談所	保健所	精神保健福祉センター	福祉事務所
福祉事務所	12 機関	3 機関	5 機関	1 機関	3 機関
職業安定所	0 機関	0 機関	0 機関	0 機関	0 機関
児童相談所	8 機関	3 機関	4 機関	0 機関	1 機関
保健所・精神保健福祉センター	13 機関	1 機関	5 機関	1 機関	6 機関
法務局	0 機関	0 機関	0 機関	0 機関	0 機関
警察	16 機関	3 機関	10 機関	0 機関	3 機関
精神科医療機関	27 機関	1 機関	18 機関	2 機関	6 機関
人権擁護団体	0 機関	0 機関	0 機関	0 機関	0 機関
宗教関係団体	1 機関	0 機関	0 機関	0 機関	1 機関
その他	19 機関	6 機関	9 機関	0 機関	4 機関
連携を行わなかった	23 機関	3 機関	7 機関	6 機関	7 機関

離脱したばかりの人は医療保険や財産がない場合もあり、公的な医療費の援助を行う必要もあろう。

福祉事務所では「生活保護受給などの経済的支援」が「他機関の紹介」の次に多かった(表 8、表 8－他機関の紹介)。

「他機関の紹介」として具体的に回答があったところは、表に示した機関であった(表 8－その他)。ここでは、「精神科等医療機関の紹介」が 18 機関で最も多かった。

また、「その他」(26 機関)は、「精神保健

相談・助言」が最も多かった。

2) 連携機関

公的機関が相談・支援を行ったとき、他機関と連携をもったかどうか質問したところ、全体で 50 機関が連携をもったと回答した。

このなかで、最も多かったものは「精神科医療機関」で 27 機関となっていた。次に、「警察」で 16 機関となっていた(表 9)。

また、「その他」として回答があったところは表のとおりであった(表 9－その他)。

表 9－その他

学校	5 機関
民生委員・児童委員・児童福祉主管課	5 機関
障害者福祉施設	3 機関
弁護士会	3 機関
児童福祉施設	3 機関
教育委員会	1 機関
家庭裁判所	1 機関
保健所	1 機関
大学	1 機関
警察	1 機関
医療機関(非精神科)	1 機関
婦人相談所	1 機関
その他(市役所)	1 機関

表 10

問題が改善された	38 件
変わらなかった	22 件
問題が悪化した	0 件
支援の途中	44 件
不明	28 件

3) 問題の変化

公的機関が相談・支援を行った結果、対象者の問題はどのように変化したか質問したところ、全体で、「問題が改善された」